

給料表別の等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、令和8年4月1日現在における等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

（1）一般職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師の職務	8	9.4	主事 技師	8 0	29	34.1	係員級
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	8	9.4	主事 技師	7 1			
3級	参事、主任主事、主任技師の職務	13	15.3	主任主事 主任技師 参事	12 1 0			
4級	課長補佐、主幹の職務又は高度な知識・経験を必要とする業務を行う参事の職務	27	31.8	参事 主幹 課長補佐	8	36	42.4	課長補佐級
					19			
5級	会計管理者、課長、事務局長、室長、場長、審議員の職務又は高度な知識・経験を必要とする業務を行う課長補佐、主幹の職務	22	25.9	主幹 課長補佐 室長 事務局長 課長	1	12	14.1	課長級
					16			
					1			
6級	総務課長の職務又は高度な知識・経験を必要とする業務を行う会計管理者、課長、事務局長、室長、場長の職務	7	8.2	室長 事務局長 課長 総務課長	0 0 6 1			
合計		85	100					

（2）技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	給食調理員の職務				
2級	給食調理員の職務				
3級	相当の技術又は経験を必要とする給食調理員の職務				
4級	高度の技術又は経験を必要とする給食調理員の職務				
5級	最も高度の技術又は経験を必要とする給食調理員の職務				
合計		0	0		